

6-1. 二輪自動車に備える昼間走行灯等（UN-R53 関係）

- 適用範囲
 - 二輪自動車※、二輪の原動機付自転車
 - ※側車付二輪自動車は除く。

- 改正概要
 1. 他の交通からの被視認性の向上のため、二輪自動車には、「二輪自動車等の灯火器等の取り付けに係る協定規則（UN-R53）」の要件に適合する昼間走行灯（DRL）を備えることができることとし、また車幅灯及び側方反射器を備えなければならないこととします。

 2. 上記の他、二輪の原動機付自転車には、同協定規則の要件に適合する灯火器等（DRL 含む）を備えることができることとします。

- 改正時期（予定）

令和2年9月下旬

- 適用時期（予定）

自動車等の種別	適用時期 （新型車）
二輪自動車	令和5年9月
二輪の原動機付自転車 （総排気量 50cc 超～125cc 以下／定格出力 0.60kW 超～1.00kW 以下）	
二輪の原動機付自転車 （総排気量 50cc 以下／定格出力 0.60kW 以下）	令和7年6月

背景

- 他の交通からの被視認性の向上のため、二輪自動車※には、「二輪自動車等の灯火器の取付けに係る協定規則(UN-R53)」の要件に適合する昼間走行灯(DRL)を備えることができることとし、また車幅灯及び側方反射器を備付けなければならないこととします。

※ 側車付二輪自動車は除く。

- 上記の他、二輪の原動機付自転車には、同協定規則の要件に適合する灯火器等を備えることができることとします。

DRLの主な要件

- DRLが備付けられている場合、エンジンの作動中は、DRL又は前照灯のいずれかが常に点灯(DRLが備付けられていない場合は前照灯が常に点灯)していること。
- 前照灯とDRLは同時には点灯しないこと。
- DRLは周囲の明るさに応じて自動的にすれ違い用前照灯に切り替わること。
(ただしDRLの最大光度が700cd以下の場合は、手動による切替えであってもよい。)



適用時期(予定)

二輪自動車	令和5年9月以降の新型車
二輪の原動機付自転車(50cc超～125cc以下、0.60kW超～1.00kW以下)	
二輪の原動機付自転車(50cc以下、0.60kW以下)	令和7年6月以降の新型車



出典：メーカー提供写真